

第4章 各主体の役割

今日の環境問題の多くは、私たち人類が便利で豊かな生活を追求する中でもたらされたものです。

地球温暖化、資源の枯渇や生態系の破壊に関して、私たち人類は加害者（自分たちの行動が原因となる。）であり被害者（何もしなければ自分自身に被害が及ぶ。）であることを認識し、環境について関心を持ち、日常生活や事業活動において環境に配慮した行動をとる等、常日頃から環境保全に取り組む必要があります。

日常生活、事業活動等あらゆる場面で、自らの行動がもたらす環境影響を、地球規模で、将来の世代のことも考え、よりよい選択をするよう心がける必要があります。

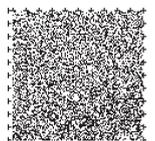
4-1 県民の役割

県民は、日常生活に起因する環境への負荷を低減するための重要な役割を担っています。

県民はもとより、観光等で来県する人々を含め県内で活動するすべての人々が、日常生活や活動と環境との関係について十分認識し、地域の生活環境や自然環境、さらには地球環境に配慮した自主的行動に取り組む必要があります。

【低炭素社会構築への取組】

- 不要不急の自動車の使用を自粛するとともに、自動車の使用に際しては、アイドリングストップ等エコドライブを実践し、二酸化炭素（CO₂）の排出を抑制すること。
- 電化製品等の家庭用設備の買い換えや導入にあたっては、省エネルギー型のものの選択に努めること。
- 家庭での節電や燃料の節約等省エネ行動を心がけること。
- 住宅の建築にあたっては、断熱構造や通気性、採光等に配慮すること。また、太陽光発電設備等の設置により、再生可能エネルギーの活用を努めること。
- 住宅等の建築材として、木材は二酸化炭素（CO₂）の長期貯蔵に資すること、また地産地消は輸送面からも環境負荷の低減に繋がることから、紀州材を積極的に利用すること。
- 家庭におけるエネルギー使用量の「見える化」等による、省エネルギーや省資源等、環境に配慮したライフスタイルへの転換に努めること。
- クールビズやウォームビズに努めること。
- 地産地消に努めること。





【循環型社会構築への取組】

- 商品の購入にあたっては、適量の購入に努め、容器包装廃棄物の排出が少ない商品、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品及び再生品の選択に努めること。
- 商品の使用にあたっては、修理の励行、使い切り等に努め、一般廃棄物の排出抑制に取り組むこと。
- 一般廃棄物の排出にあたっては、市町村が設定する分別区分に応じて分別排出を行うことにより、適正な循環的利用に対する取組に協力すること。

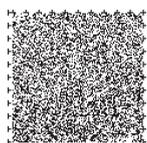
【自然共生社会構築への取組】

- 生物多様性の保全と持続可能な利用の重要性を理解し、生物多様性が日々の暮らしと密接に関わっていることを認識すること。
- 自然保護活動や自然観察会等に積極的に参加し、豊かな生物多様性を体感し自然への理解を深めるとともにその経験を多くの人々に伝えること。
- 自ら生物多様性の保全に資する取組に参加すること。
- 生物多様性の保全に積極的に取り組む事業者を応援するため、生物多様性に配慮した商品やサービスを選択すること。
- 生け垣設置や植栽等により住居内の緑化を進めるとともに、街の緑化運動に参加し、地域の緑を増やすこと。
- 文化財や歴史的な町並み等の保全に理解を深め、郷土に対する誇りと愛着を持つこと。

4-2 事業者の役割

- 事業者は、地域や社会の構成員として社会経済活動の中で大きな位置を占めていることから、今日の経済社会システムを転換していく上で、重要な役割を担っています。
- 今日では、公害の防止はもとより、地球環境や生物多様性にも配慮する等、事業活動に起因するさまざまな環境への負荷の低減が課題とされています。

○このため、事業者は自らの社会的責任を認識し、あらゆる事業活動において環境保全に取り組む等、環境の価値を重視した活動を進めることが必要です。

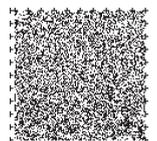


**【低炭素社会の構築への取組】**

- 不要不急の自動車の使用を自粛するとともに、自動車の使用に際しては、アイドリングストップ等エコドライブを実践し、二酸化炭素（CO₂）の排出を抑制すること。
- 設備や商品の購入にあたっては、省エネルギー型のものを選択するよう努めるとともに、工場・事業場等において節電や燃料の節約等省エネ行動を推進すること。
- 工場・事業場等の建築にあたっては、断熱構造や通気性、採光等に配慮するとともに、再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用に努めること。
- ESCO事業の導入等により、施設の整備・維持・管理における包括的な省エネルギー化に努めること。
- カーボンオフセット等の温室効果ガス削減対策に繋がる制度の活用に努めること。
- クールビズやウォームビズの実施に努めること。
- フロン類を使用しない製品の開発、使用を推進するとともに、フロン類を使用している機器等を廃棄する場合は、確実にフロン類の回収を行うこと。
- 事業の実施においては、地球環境に配慮した資材の調達に努めるとともに、両面コピーの励行等によって紙使用量の削減を推進すること。

【循環型社会の構築への取組】

- 原材料の選択や製造工程、輸送工程を工夫する、取引慣行を改善する、不要となった物品を他社に譲渡して有効利用する等により、自らの廃棄物の排出抑制に努めること。
- 廃棄物の適正な循環的利用に努める、その上で、処分しなければならない廃棄物について、適正な処理を確保すること。
- 製造、加工、販売等に際して、その製品や容器等が廃棄物となった場合に排出抑制、分別排出、適正な循環的利用及び処分が円滑に実施できるよう、消費実態に合わせた容量の適正化、容器包装の減量・簡素化、繰り返し使用できる商品、耐久性に優れた商品、再生利用が容易な商品、適正な処理が困難とならない商品及び廃棄物を原料とした商品等の製造又は販売、修繕体制の整備、建物の長寿命化、必要な情報の提供等に努めること。





【自然共生社会の構築への取組】

- 事業活動が、生物多様性の持続的な利用により成り立っていることを理解し、生物多様性の保全に配慮した事業活動に取り組むこと。
- 社会貢献活動の一環として、自然保護活動や生物多様性保全のための取組に参加、協力すること。
- 生物多様性の保全や持続可能な利用に資する技術の開発や普及に取り組むこと。
- 工場・事業場等の敷地内の緑化に努めること。
- 建物や屋外広告を建築、設置する場合は、地域特性を考慮しながら周辺の景観に配慮すること。

4-3 民間団体の役割

環境保全活動を行う非営利的な民間団体は、様々な活動を公益的視点から組織的に行っており、地域環境の保全を推進する上で重要な役割を担っています。

このため、県民や事業者及び行政と相互に協力・連携し、様々な活動や場面を通じて環境の保全に貢献していくことが期待されます。

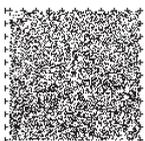
【低炭素社会の構築への取組】

- 環境保全に関する国際協力を民間レベルで推進すること。
- 地球温暖化防止に向けて、家庭・事業所・学校・地域等において様々な主体における実践活動が促進されるよう普及啓発に取り組むこと。

【自然共生社会の構築への取組】

- 地域での生物多様性の保全や持続可能な利用への取組を進めること。
- 県民参加型の自然観察会や自然保全活動等の取組を進めること。
- 幅広い主体を受け入れ、生物多様性保全の必要性を広く普及させるためのプログラムの開発や提供を行うこと。
- 地域での活動等を通して得た情報を各主体と共有すること。

- 専門的な知識や経験を活かし、各主体が連携・協働する中核主体として活動すること。





4-4 行政機関の役割

4-4-1 県の役割

- 県は、第4次基本計画に基づき様々な環境施策を確実に実施すると同時に、県自らも事業者であり消費者であるという立場を認識し率先して取り組むこと。
- 公共事業の実施における環境配慮や、庁舎や公共施設での環境配慮等、自ら率先して環境への負荷の少ない行動の実践に取り組むこと。
- オフィス活動における環境負荷低減の取組を継続的に実施、改善していくため、環境マネジメントシステムを適切に運用すること。
- 各主体が環境保全活動を積極的に推進できるよう、具体的な取組の内容や方法の提示、取り組むための環境整備等を行うとともに、各主体の連携や協働での取組を促進すること。
- 各主体が環境の時代を構築するための新しい取組の立ち上げや成長を支援すること。

4-4-2 市町村の役割

- 市町村は、各主体と日常的に深いかかわりを持つことから、地域に密着した環境行政を進めるにあたって重要な役割を担っていることを認識すること。
- 近隣公害に関する規制地域の設定等を積極的に実施し、住民の生活環境の保全を進めるため施策の実施に取り組むこと。
- 市町村は、第4次基本計画が目指している方向に十分留意し、地域の社会的自然的条件に応じ、県に準じた施策や、地域の発意に基づいた市町村独自の施策を遂行するとともに、各主体の環境保全活動の促進等に努めること。
- 県と同様、事業者及び消費者として、環境への負荷の低減に率先して取り組むこと。
- 公共事業の実施における環境配慮や、庁舎や公共施設での環境配慮等、自ら率先して環境への負荷の少ない行動の実践に取り組むこと。

